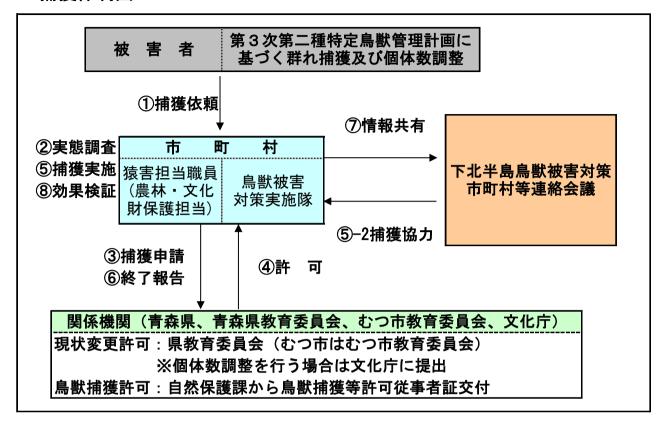
別紙3 鳥獣捕獲体制図 (ニホンザル)

1. 捕獲体制図



2. ニホンザル捕獲手順

① 捕獲依頼

・被害者(人的被害・人家侵入被害・農作物被害)から捕獲の依頼

②③④ 調査・捕獲申請・許可

- 各市町村猿害担当者が実態調査(問題個体の識別等)
- 第3次第二種特定鳥獣管理計画に基づき、関係機関との協議
- ・文化財保護法第125条に基づく現状変更許可申請 (県又は市の教育委員会の許可、個体数調整捕獲は文化庁長官の許可)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく捕獲許可申請 (県知事の許可)

⑤ 捕獲・処分

- 各市町村猿害担当者及び鳥獣被害対策実施隊が捕獲の実施。
- 下北半島鳥獣被害対策市町村等連絡会議が捕獲の協力
- ・処分施設で各市町村猿害担当者ができる限り苦痛を与えない方法で処分、処分後は 埋設又は焼却処理

6(7)(8) 報告·効果検証

- ・県又は市の教育委員会に終了報告(個体数調整の場合は文化庁長官へ報告)
- 県自然保護課に捕獲許可証及び従事者証の返納
- ・各市町村は下北半島鳥獣被害対策市町村等連絡会議との情報を共有すると ともに捕獲後の効果検証を実施